

新潟県ギャンブル等依存症対策推進計画(案)に対する県民意見と県の対応

意見の反映状況

I 反映したもの：3件
II 一部反映したもの：1件
III 既に記述済みのもの：1件
IV 今後の検討課題とするもの（事業実施段階に参考とするもの）：2件
V その他記述を変更しなかったもの：4件

No	県民意見	県の対応	反映状況
1	<p>II 新潟県の現状 1 ギャンブル等の状況 ゲームやFXを取り上げているが、これらは対策対象から削除するのが望ましいと考える。 FX等の規制は、県民の可処分所得を減少させるだけ愚策であり、また、これを有害視し排除しようとするのは県民の職業観や選択先を狭めてしまうものである。 ゲームについては、プロゲーマーの否定に繋がるものである。e-Sports等は、生涯に渡る身体的な不具合が生まれにくい事を考えると、逆に推奨すべきではないかと考える。 高額課金については、課金自体は悪いことではないというのを徹底したうえで、親がクレカや子のスマホ等からの課金状態をきちんと確認・管理するだけで子による高額課金は完全に防げるものである。</p>	<p>計画策定検討委員会において、FXやオンラインゲームの課金等により、日常生活又は社会生活に支障が生じている事例がみられる等の問題提議が多くあったため、「新潟県の現状」として記載しているものです。 児童生徒への教育・啓発にあたっては、単なるオンラインゲームの高額課金についての注意喚起ではなく、依存症に対する正しい知識とともに、健康的にゲーム等と付き合うためのポイントなどについて伝えるよう留意してまいります。</p>	IV
2	<p>IV 重点課題及び目標 1(1) 高額課金につながるオンラインゲーム等に触れている小中学生に対する教育・啓発 ギャンブル等依存症との直接の因果関係が立証されていない小中学生のオンラインゲームを重点目標の冒頭に持つことは、適切ではないと考える。 また、小中学生に対する普及啓発はカード、くじ等に関するものではなく、公営ギャンブルやパチンコについての啓発に限定し、カード、くじ等そのものの依存症が存在し、依存症に繋がると捉えられかねない表記は避けるとの注記を記載すべきである。 射幸性の高い「レアカード」が依存症になる危険性があるとの指摘がなされているが、具体的に何の依存症になる危険性があるのかが明示されていないと同時にその科学的根拠は一般的には明らかになっていないにも関わらず、断定的に記載することは適切ではない。</p>	<p>計画策定検討委員会において、オンラインゲーム等については、子ども時代から射幸性が高いものに触れる機会になるため、併せて啓発できるとよいという意見があり、年齢や発達段階に応じた内容を工夫しながら、射幸性が高いものとの付き合い方について、普及啓発を行うこととしております。 オンラインゲーム等と依存症の関係については、ご意見を参考とし、誤解を与えないよう「V 基本的施策」「1 教育及び普及啓発」「現状等」の「依存症になる危険性があることから、」という記載を削除します。</p>	II

No	県民意見	県の対応	反映状況
3	<p>V 基本的施策 1 教育及び普及啓発 オンラインゲーム等については、依存性や課金問題があるため、制限や業界でのルール作りなどの対策が必要だと思ふ。 (同様の意見 1 件あり)</p>	<p>オンラインゲーム等については、居住地に限らずアクセス可能なものであり、本計画により制限等を行うことは難しいと考えます。 依存症に対する正しい知識とともに、オンラインゲーム等と健康的に付き合うためのポイントなどについて教育・啓発してまいります。</p>	V
4	<p>V 基本的施策 1 教育及び普及啓発 現在「コンプガチャ」は景品表示法で明確に禁止されているため、表現が適切ではない。 (同様の意見 2 件あり)</p>	<p>ご指摘のとおり、「コンプガチャ」は「ガチャ」と記載を修正します。</p>	I
5	<p>計画全般 ギャンブルとは、公営競馬や競輪、競艇やパチンコ等だけでなく、FXや株式などの投資など様々なものが含まれ完全にはなくせないものであるため、なくそうというよりは治療などや社会復帰など社会的なサポートが必要だと思ふ。</p>	<p>ご意見のとおり、ギャンブル等の種類は様々であり、本計画において、発症、進行、再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を講じてまいります。</p>	III
6	<p>計画全般 依存性の高い者を病気であるというのは精神疾患であるということか。 精神疾患を患った者が、ゲームによって生きがいを見つけたり、他の人たちと社会的につながるよすがとなっている例もあると思ふ。 精神疾患に対する偏見が強いため、ギャンブル等依存症を病気扱いだとする場合、職業選択の自由の観点から欠格条項にあたらないような配慮が欲しい。</p>	<p>本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、「ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活又は社会生活に支障を生じさせている状態」を「ギャンブル等依存症」と定義しており、健全にギャンブル等を楽しむ方を否定するものではありません。 ギャンブル等依存症に対する偏見や誤った認識がなくなるよう、正しい知識の普及啓発に取り組んでまいります。</p>	IV
7	<p>計画全般 精神科の治療では、入院による隔離や拘束等の行動制限、薬物治療などが考えられ、治療によって生活に支障をきたすこともあると思われるが、ゲームやギャンブル等依存症は病気として精神科の治療を行うべきなのか。</p>	<p>ギャンブル等依存症は、適切な治療、支援によって回復可能とされているため、本計画においては、本人や家族が、相談から適切な医療、支援（回復プログラムや自助グループへの参加など）につながるよう取り組んでまいります。また、医療従事者等を対象に、ギャンブル等依存症対応に関する専門性を高める研修の開催等に取り組んでまいります。</p>	V

No	県民意見	県の対応	反映状況
8	<p>計画全般</p> <p>この計画には、「どうしてギャンブルしかやらなくなったのか」という視点が全くない。</p> <p>農林水産鉱業や会社経営等においては、昨今、資源減少や天災等による国際価格の変動による経営悪化があり、また、企業における非正規雇用政策による不安定な雇用、そして、賃貸契約等においては、身元を保証する人がいない人の為に金銭でもって保証するための保証会社において、連帯保証人を求められるような状況など、足掻き続けなければ世間どころか行政に見捨てられる、生きていく事自体がギャンブルな国家で、「ギャンブルはいけない」といっても説得力がない。</p> <p>国や県がギャンブル依存の原因を作っているようなものである。</p> <p>依存症対策計画を一から作り直して、労基署の人員増強や、地域や学校や会社内での虐待の防止や手厚い住居保障や生活保護による、行政が県民を絶対見捨てない政策によって県民を自暴自棄にさせない計画にしなければ依存症になる人は絶対に減らせないと考える。</p>	<p>依存症の原因については様々考えられますが、本計画は、国の基本計画をもとに、発症、進行、再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を講ずるものとしておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	V